

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2022年5月31日
【会社名】	株式会社 大和
【英訳名】	Daiwa Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮 二郎
【本店の所在の場所】	石川県金沢市片町二丁目2番5号
【電話番号】	(076)220-1100
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部財務部長 長嶋 和生
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市片町二丁目2番5号
【電話番号】	(076)220-1100
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部財務部長 長嶋 和生
【縦覧に供する場所】	株式会社大和富山店 (富山県富山市総曲輪三丁目8番6号) 株式会社大和東京駐在所 (東京都江東区木場二丁目18番11号 大丸コアビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年5月26日開催の当社第106期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損額を解消し、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を実現するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少する。当社の資本金の額3,462,700,000円のうち、3,362,700,000円を減少し、減少する資本金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円とする。なお、資本金の額の減少がその効力を生じる日は2022年7月1日とする。

第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少により生じる「その他資本剰余金」について、「繰越利益剰余金」に振り替えることで欠損の補填を行うための処分をおこなう。なお、本議案は、第1号議案「資本金の額の減少の件」が原案どおり承認可決されることを条件とする。処分する剰余金の内容は、減少する剰余金の項目およびその額がその他資本剰余金2,919,243,771円であり、増加する剰余金の項目およびその額が繰越利益剰余金2,919,243,771円である。なお、剰余金の処分が効力を生じる日は2022年7月1日である。

第3号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなり、所要の変更を行うものである。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、宮二郎、寺口時弘、岡本志郎、中崎俊也、坂本哲治、藪内信昭の各氏を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、北村秀明、細川清悦、中村太郎、浜崎英明の各氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	35,022	224	0	99.4	可決
第2号議案	35,044	202	0	99.4	可決
第3号議案	35,104	202	0	99.6	可決
第4号議案					
宮 二郎	35,015	231	0	99.3	可決
寺口 時弘	35,057	189	0	99.5	可決
岡本 志郎	35,071	175	0	99.5	可決
中崎 俊也	35,064	182	0	99.5	可決
坂本 哲治	35,068	178	0	99.5	可決
藪内 信昭	35,066	180	0	99.5	可決
第5号議案					
北村 秀明	35,061	183	0	99.5	可決
細川 清悦	35,028	216	0	99.4	可決
中村 太郎	35,109	135	0	99.6	可決
浜崎 英明	35,099	145	0	99.6	可決

(注) 各議案の可決要件は、以下のとおりです。

第1号議案および第3号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案については、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案および第5号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権の数と当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上